



大きな白いゾウを引いて

お釈迦様の誕生を祝う「永平寺花祭り」が5月6日、永平寺門前で行われました。紙吹雪が舞う中、大きな白いゾウを引いたかわいいお稚児さんたちのパレードは、とても華やかでした。

CONTENTS

- はつらつ介護予防 …… 2
- まちかどショット …… 6
- くらしの情報 ……12
- 戸籍の窓 ……16

6月号

No.29

平成20年6月6日発行

6月号

うるおい・やすらぎ・人かきらめくまち えいへいじ
平成20年6月6日発行 永平寺町企画財政課
〒910-1192 福井県吉田郡永平寺町松岡春日1-4

TEL 0776 (61) 3942 FAX 0776 (61) 2434
URL <http://www.town.eiheiji.jp>
E-mail kikaku@town.eiheiji.jp



4月分まで(届出順・敬称略)

戸籍の窓



なかせ まやちゃん



さかい ひなたくん



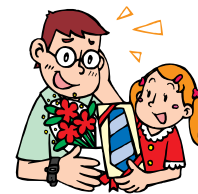
まえばわ おうすけくん

赤ちゃん



名	性別	保護者	住所
前川 桜佑	男	義和・栄季	光明寺
酒井 陽	男	雄三・絵美	竹原
中瀬 摩耶	女	勇人・弘美	松岡春日2
西村 心桜	女	光平・舞	下浄法寺
宮崎 菜奈	女	真人・由紀	東古市
山澤 尚斗	男	弘幸・さひ	諏訪岡
戸庭 依美紀	女	隆之・佐重	松岡吉野
澤村 英樹	男	栄一・貴美	谷口
前田 相南	女	進・恵美	松岡松ヶ原3
前田 羽音	女	徳之・由量	松岡葵2
土肥 春樹	男	恵一・悦子	浅見
佐々木 涼介	男	誠治・純子	松岡芝原1

ウエディング



新住所	名前	旧住所
山	笠松 祐介	山
志比	川越 聡恵	福井市
光明寺	小鍛治 良太	敦賀市
	真木 あゆみ	志比
	奥河原 涉	福井市
	中西 梓	光明寺
	鱈江 市	福井市

名前	年齢	住所
紙谷 ミノリ	94	浅見
三勢 英俊	50	松岡葵3
中田 博治	78	松岡芝原3
嶋崎 サダ子	97	鳴鹿山鹿
末永 マツイ	91	けやき台
清水 桂子	74	松岡志比堺
清水 桂子	74	松岡松ヶ原3
坪川 となみ	59	諏訪岡
丸山 一雄	90	松岡松ヶ原3
吉峯 とみを	88	松岡葵1
竹島 繁昌	76	栃原
前田 藏夫	88	渡新田
根来 敬二	89	松岡神明3
阪口 タミ子	64	花谷
竹澤 幸夫	77	東古市
酒井 澄子	79	東古市
長谷川 長	82	松岡湯谷
河合 廣子	74	東古市

このコーナーに掲載したくない人は、届け出た際その旨をお伝えください。

おくやみ



上志比ニシキーフェスティバル



6月21日(土)
10時~17時30分 開催

会場: 永平寺農村公園
内容: にんにく即売
歌謡ショー
太鼓のステージなど

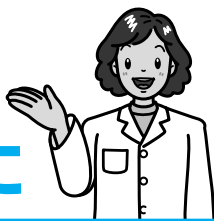
まちの人口

2008年5月1日現在(前月比)

合計	20,231人	(+ 3)
男	9,762人	(+ 2)
女	10,469人	(+ 1)
世帯数	6,113世帯	(+21)

(住民基本台帳より 外国人含む)

せい かつ ふ かつ ぱつ びょう
「生活不活発病」におちいらないうために



「生活不活発病」とは

「生活不活発病」とは、高齢になるほど不活発な生活により「生活機能」が低下することです。例えば下記の図のように「入れ歯の不調」などささいなことがきっかけで、からだがどんどん衰弱することもあります。この悪循環が始まると次第に衰弱がすすみ、これに「風邪をひく」「転ぶ」などの出来事で急に衰えたりします。

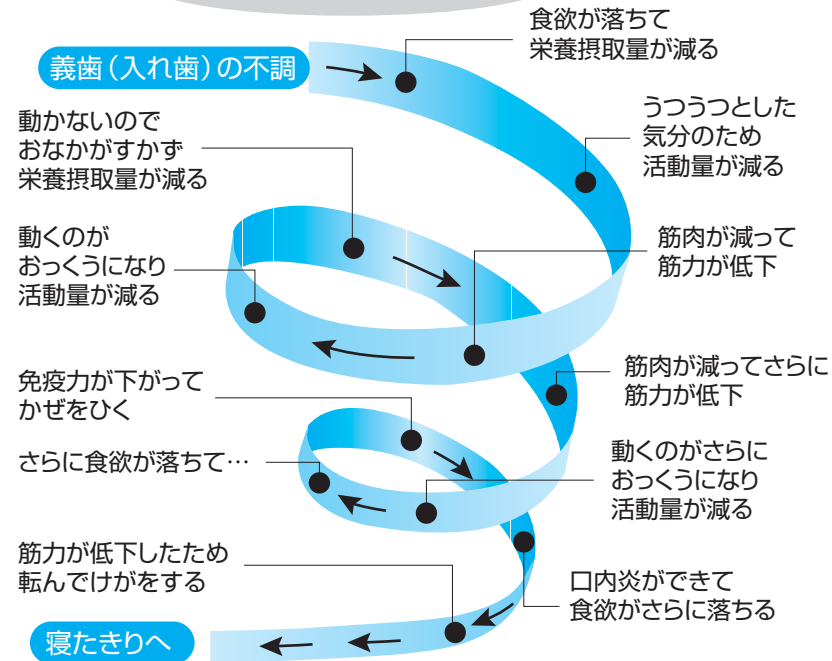
「生活不活発病」を予防するには

～「痛いから」過度の安静、寝たきり招く～

年齢とともに、心身に老化が見られるようになります。このため、日頃から介護予防への取り組みをすることが大切です。

- こつこつ、長く、楽しみながら運動を習慣づけましょう
- おいしく、楽しく、バランスよく食べることを大切に
- かむ力、飲み込む力は生きる力の健康状態をよくしましょう
- 役割や生きがいを見つけて外出する機会を増やしましょう
- 運動、食事、生活のしかたがポイント活発な生活で認知症予防
- 高齢期になりやすい「うつ」早めに気づいて相談を

衰弱の悪循環の例



「生活不活発病」を発見するには

この「生活不活発病」を予防するためにもまずは、「今の自分の状態をよく知り、心身の機能に衰えがないかをチェックすることが大切」です。この機能が低下していないかをチェックするのが「生活機能評価」です。町で実施している集団検診では、66歳以上の人に「生活機能評価」を実施しています。

介護予防、自分1人では、なかなか難しいと思われる人は

町でしっかり介護予防

町の集団健診で生活機能の低下をチェック（年度末年齢66歳以上の人）

生活機能の低下が見られず元気な人は？

生活機能の低下により要支援へ移行する危険のある人は？

一般向けの介護予防教室

町では、7月～9月まで（週1回・全10回）楽しい体操や、口腔ケア、栄養の話などを含めた楽しい介護予防教室を実施します。

- 松岡保健センター 7月 3日(木)から 毎週木曜日
- 永平寺保健センター 6月 30日(月)から 毎週月曜日
- 上志比保健センター 7月 1日(火)から 毎週火曜日



ただいま、受講生募集中です。みなさんと楽しく運動しましょう！

特定高齢者向けの介護予防プログラム

- ①事前に対象となった人の生活機能や健康状態を把握します。
- ②それぞれの対象の人ごとに、プログラムの目標や内容を作成します。
- ③教室に参加し、個別の目標にあわせたプログラムを実際にやってみます。
- ④参加してから3ヶ月～6ヶ月ごとに目標の達成度を評価して、必要に応じて目標計画の見直しを行います。

お問い合わせ 松岡保健センター ☎61-0111 / 永平寺保健センター ☎63-2868 / 上志比保健センター ☎64-3000



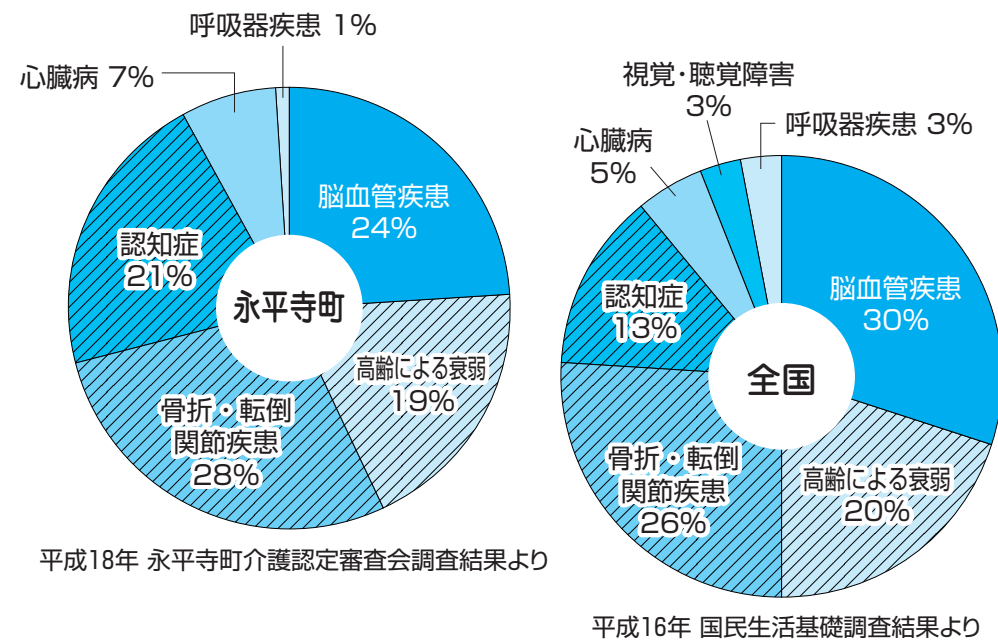
「生活不活発病」から「認知症」を防ぐには、毎日の生活習慣が大切です。

はつらつ介護予防

「できることは自分で」が介護予防のキホンです

「介護予防」という言葉をご存知でしょうか？ 介護予防とは、寝たきりなど介護が必要な状態にならないように、心身の衰えを予防・回復しようとする取り組みをいいます。寝たきりなどの介護が必要になる原因としては、脳卒中などの生活習慣病のほか、高齢による衰弱や転倒・骨折、認知症などがあります。これらは、「老年症候群」と呼ばれている老化現象です。「老化現象なら、避けることができないのではなにか」と思われるかもしれませんが、生活習慣病、同様に毎日の生活習慣で、予防や改善はある程度可能です。

高齢者の中で、介護が必要となった原因



「全国」「永平寺町」ともに介護が必要になった原因で最も多いのが「脳血管疾患」です。しかし、特に認知症などによる「不活発な生活による生活機能の低下（生活不活発病）」が原因で、要介護状態となるケースが「全国」に比べ「永平寺町」は、高い割合（黒の斜線部分）となっています。

図書館だより



新着図書のご案内

一般図書

- 『アユと日本の川』 栗栖 健
- 『愛しの座敷わらし』 荻原 浩
- 『風花』 川上 弘美
- 『COLOURS』 藤田 宜永
- 『記念日・祝日の事典』 加藤 迪男
- 『ギャルヘアアレンジ』 フティック社
- 『境界性パーソナリティ障害のことがよくわかる本』 牛島 定信
- 『坐禅をすれば善き人となる』 石川 昌孝
- 『サハラ』 笹本 稜平
- 『3歳からはじめてのおりがみ遊び』 築地制作所
- 『疾走』 東直司
- 『情報は一冊のノートにまとめなご』 奥野 宣之
- 『おしくへんな立体』 杉原 厚吉
- 『図説日本の古墳・古代遺跡』 学研
- 『逝年』 石田 衣良
- 『前立腺がん』 服部 智任
- 『空から見た日本の名城』 千田 嘉博
- 『退職するときの手続き完璧マニュアル』 花本 明宏
- 『アキる人の海外旅マナー』 しばやし よしえ
- 『デジタル匠の誕生』 岸 宣仁
- 『手拭い弁之助』 南原 幹雄
- 『菜種晴れ』 山本 一力
- 『日本の世界遺産ミステリーツアー』 歴史雑学探偵団
- 『ぬか床つくり』 下田 敏子
- 『生命徴候 (バイタルサイン)』 あり 久岡 十義
- 『日く月と刀 (上・下)』 丸山 健一
- 『Field, Wind』 あさの あつこ 他
- 『X'sp』 篠田 節子
- 『棟居刑事の使命の条件』 森村 誠一
- 『目撃者が語る日本史の決定的瞬間』 新人物往来社

児童図書

- 『オオカミグーのはずかしひみつ』 きむら ゆういち
- 『ギンヤンマ』 中瀬 潤
- 『くまくんくまくんなみにみているの?』 エリック・カール
- 『うね(うね)うね(うね)うね(うね)』 石津 ちひろ
- 『サルが木から落ちる』 スーザン・E・クインラン
- 『ジュン先生がやってきた!』 後藤 竜一
- 『ぜったいわけてあげないからね』 かとう まふみ
- 『先生と老人とぼく』 ルイス・サッカー
- 『地下の幽霊トンネル』 エレン・ポッター
- 『月のえくぼを見た男』 鹿毛 敏夫
- 『トノサマバッタ』 筒井 学
- 『なごがほつごの、おごごやまご』 クロード・K・デュボワ
- 『針金細工』 中島 郁子
- 『はじめて知るみんなの未来の仕事』 学研
- 『心もよるも名探偵』 杉山 亮
- 『風田敷』 森田 知都子
- 『まんげつダンス!』 パット・ハッチンス
- 『森のすみか』 さくしり ともか
- 『よくばりおおかみ』 きしり まゆこ
- 『ハム・ソーセージのひみつ』 青木 萌



『Field, Wind』 あさの あつこ 他 (ジャイブ)



『なにがほしいの、おうじさま?』 クロード・K・デュボワ (ほるぷ出版)

お問い合わせ

町立図書館(旧松岡図書館) ☎61-7117
 町立図書館永平寺館 ☎63-2111
 町立図書館上志比館 ☎64-3170
 開館時間 10時~18時
 ※町立図書館のみ・木曜日は10時~20時

保健通信

お問い合わせ

松岡保健センター ☎61-0111
 永平寺保健センター ☎63-2868
 上志比保健センター ☎64-3000

乳幼児健診日程

健診・相談内容	対象児	日程	場所	時間
1歳6ヶ月児健診	平成18年11月1日~12月15日生まれ	7月4日(金)	松岡保健センター (松岡福祉総合センター内)	午後1時30分~2時まで受付
3歳児健診	平成17年5月1日~6月15日生まれ	7月2日(水)		午後1時30分~2時まで受付

今月の予防接種対象者

予防接種名	対象者
BCG(結核)個別予防接種	平成20年2月1日~2月29日生まれのお子さん
三種混合(ジフテリア・百日咳・破傷風)個別予防接種	<<1期初回>> 平成20年1月1日~1月31日生まれのお子さん <<1期追加>> 平成19年1月1日~1月31日生まれのお子さん
麻しん・風しん1期個別予防接種	平成19年5月1日~5月31日生まれのお子さん
麻しん・風しん2期個別予防接種	平成14年4月2日~平成15年4月1日生まれのお子さん
二種混合(ジフテリア・破傷風)個別予防接種	平成8年4月2日~平成9年4月1日生まれのお子さん



- ★対象者には町から問診票を送付します。
- ★接種場所は町内指定医療機関となります。送付案内をご覧ください。
- ★町から配布されております「予防接種と子供の健康」、あるいは「予防接種手帳」を必ず読んで接種して下さい。
- ★問診票は裏面までよく読み、問診内容は自宅必ず記入してください。

「元気、長生き、11(いい)からだ」健診・がん検診を受けましょう

7・8月の健診・がん検診

日程	会場	胃がん	大腸がん	特定・一般・高齢者健診	大腸がん	肺がん	前立腺がん	肝炎ウイルス検査
7月8日(火)	松岡多目的集会センター(吉野ざおう荘)	○	○	○	○	○	○	○
7月11日(金)	松岡保健センター	○	○	○	○	○	○	○
8月11日(月)	永平寺保健センター	○	○	○	○	○	○	○

- ☆受付時間：胃がん・大腸がん検診のみ受診の人は7時30分~8時30分まで
胃がんと特定健診、肺がんなど複数受診される人は8時30分~10時まで
- ☆特定健診(40~74歳)を受けられる人は、ご加入の医療保険者発行の受診券が必要です。
- ☆今後、9/5、9/9、9/11、9/23、10/5、10/11、10/15、10/18、10/27、11/11に健診・がん検診を予定しています。
- ☆がん検診の対象者は、永平寺町に住所があり、職場などで受診する機会のない人です。
- ☆受診をご希望の人は各保健センターにお申し込みください。詳しくは、各保健センターにご連絡ください。



はたの 波多野 淳真 くん 3歳 (東古市)
 毎日元気に走り回っています。探検いっぱいしています。

わが家のアイドル

やまくち あおい 山口 葵 ちゃん 4歳 (轟)
 いつも元気いっぱいのやんちゃなあたいたい。大きくなったらケーキ屋さんになるの~。





松本町長に答申書を手渡す北條会長、加藤副会長

永平寺らしい景観づくりを…

今後のまちづくりの指針となる永平寺町景観計画が策定され5月21日、町景観計画協議会北條会長、加藤副会長から松本町長に答申書が提出されました。この協議会は、平成18年10月に設立され、学識者や住民10人で構成。自然景観や農村田園風景などを継承して育成する基本方針がもりこまれ、永平寺らしい景観づくりを住民・事業者・行政が協働して取り組むとしています。松本町長は、「次世代のためにも景観に配慮した、住みよいまちづくりに取り組んでいきたい」と話していました。



苗を植える吉野小学校児童と小林さん

早く大きくなあれ!

5月16日、吉野小学校の4年生13人がピクニックコーンの苗を植える体験学習を行いました。ピクニックコーンとは、手の平サイズのとうもろこしで、生で食べることができ、甘みがあるのが特徴。吉野ほたるの里ファーム主催で、農業に親しんでもらおうと、小林良則専務理事指導のもと児童たちは、約100本の苗を1本1本丁寧に植えました。最後に水をあげながら「早く大きくなあれ」と収穫を楽しみにしていました。

ま
さ
が
ど
ア
ン
ト



清掃に取り組む町内の皆さん

一人ひとりが心を込めて…

町内の清掃作業が4月20日、町民や関係団体、町議会議員、町職員など多くの皆さんの参加により行われました。

早朝6時から、町内の主要道路、河川敷などの空き缶やごみ拾いに取りかかりました。

皆さん一人ひとりのご協力のおかげで、町内がきれいになりました。ありがとうございました。



テープカットをする関係者

浄法寺山山開き!

浄法寺山の山開きが4月19日、浄法寺山青少年旅行村で行われました。

この日は、県内外から多くの登山愛好家たちが訪れ、シーズン中の登山の安全を伊井副町長ほか関係者らと祈願。

その後、登山道入り口でテープカットが行われ、愛好家たちは待ちに待ったとばかりに続々と山頂をめざしていました。



永平寺町立図書館80万人目の来館者 反保さんと松本町長

町立図書館 80万人突破!

永平寺町立図書館の入館者が5月23日、80万人を突破し、入館記念式が行われました。平成9年7月に松岡町立図書館として開館し、平成18年2月の合併後は、永平寺町立図書館として業務を行い、1年間に約7万人が利用されています。この日、80万人目の来館者と松本町長がくす玉を割った後、花束と記念品を贈呈して達成を祝いました。「これからも皆さんに親しまれ、愛される図書館にしていきたい。」と松本町長。80万人目の来館者となった反保美幸さん(中島)は、「とてもびっくりしましたが、一生の記念になり嬉しいです。身近にある図書館を今後も利用していきたいです。」と笑顔で話していました。



玉入れに熱中する園児たち

元気いっぱい「げんきっこフェスタ」

町内の幼稚園、幼稚園の5歳児が集まり、運動あそびを通して交流する「げんきっこフェスタ」が5月9日、B&G海洋センターで開催されました。合併してから恒例行事となり今年で3回目。園児たちによる手作り万国旗が飾られた中、玉入れ・かけっこ・パン食い競争などの運動あそびに園児たちは、元気いっぱい取り組んでいました。

◆税率の改正

町では、今回の制度改正に伴い、後期高齢者支援金分における税率を定め医療費給付分と介護納付金分の税率を改正しました。(表1)

表1

	平成19年度		平成20年度		
	医療費給付分	介護納付金分 40～64歳	医療費給付分	後期高齢者支援金分	介護納付金分 40～64歳
所得割額	課税所得 ※注1 × 4.5%	課税所得 ※注1 × 0.6%	課税所得 ※注1 × 3.4%	課税所得 ※注1 × 1.1%	課税所得 ※注1 × 0.6%
資産割額	固定資産税額 × 45%	固定資産税額 × 6%	固定資産税額 × 30%	固定資産税額 × 15%	固定資産税額 × 6%
均等割額	被保険者1人あたり 22,800円	被保険者1人あたり 5,000円	被保険者1人あたり 12,800円	被保険者1人あたり 6,000円	被保険者1人あたり 5,000円
平等割額	1世帯あたり 25,800円	1世帯あたり 5,200円	1世帯あたり 19,300円	1世帯あたり 6,500円	1世帯あたり 5,200円

※注1…課税所得とは前年中(1月～12月)の総所得金額から基礎控除額330,000円を差し引いたものです。

課税最高限度額が変更となりました。

「後期高齢者支援金分」が追加されたことにより、医療費給付分の課税限度額が改められるとともに、同支援金分における課税限度額が定められました。(表2)

表2

	平成19年度最高限度額	平成20年度最高限度額
医療費給付分	560,000円	470,000円
後期高齢者支援金分		120,000円
介護納付金分	90,000円	90,000円
合計	650,000円	680,000円

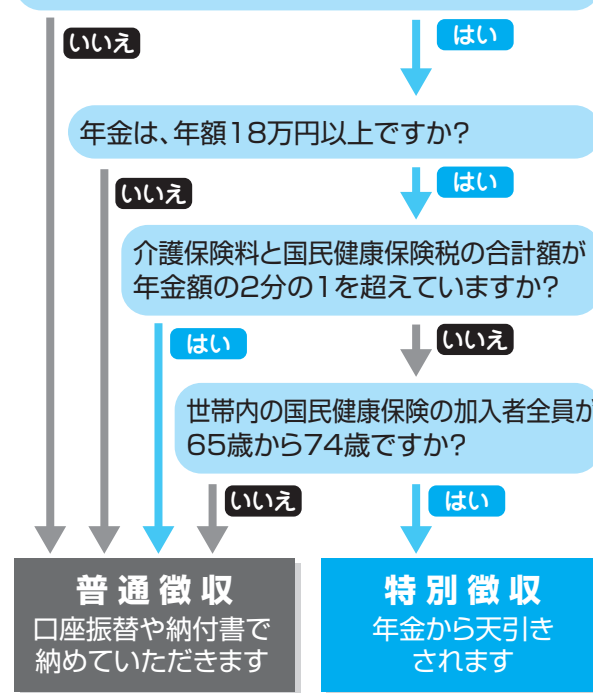
◆保険税の軽減について

「後期高齢者医療制度」が始まったことにより、75歳以上の被保険者は国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行することになります。それに伴い、世帯に不利益にならないようするための「緩和措置」が設けられました。詳しくは税務課まで。

お問い合わせ 税務課 ☎61-3944

平成20年4月から「後期高齢者医療制度」が始まり、その制度を支援するため、国民健康保険税に「後期高齢者支援金分」が加わりました。

平成20年4月1日に永平寺町に住んでいましたか?



特別徴収に該当する人には、当初の納税通知書送付時(7月)にお知らせいたします。
医療制度改革に伴い、国民健康保険に加入する前期高齢者(65歳から74歳まで)の世帯主の人で、左の条件にあてはまる場合、平成20年10月から支給される年金から保険税が天引きされることとなります。(ただし、平成20年度の第3期分までは、今までどおり口座振替や納付書にて納めていただきます。)

特別徴収(公的年金から天引き)の場合

●平成20年度の納め方

普通徴収(口座振替や納付書にて)		特別徴収(公的年金から天引き)	
納	期	納	期
第1期	平成20年7月31日	第4期	10月の年金から天引き
第2期	平成20年8月25日	第5期	12月の年金から天引き
第3期	平成20年9月25日	第6期	2月の年金から天引き

※1年分の保険税を6回で納めていただくこととなります。
※平成20年度に特別徴収の対象となった人は、原則平成21年度以降も特別徴収となります。

普通徴収の場合

年金天引きの対象にならない人や国民健康保険の加入者が65歳未満の世帯は、今までどおり納付書や口座振替で納めていただきます。

4月から翌年3月までの1年度分の保険税を、7月から翌年2月までの毎月、計8回の納期で割って納めることとなります。

納期	納期限	納期	納期限
第1期	平成20年7月31日	第5期	平成20年11月25日
第2期	平成20年8月25日	第6期	平成20年12月25日
第3期	平成20年9月25日	第7期	平成21年1月26日
第4期	平成20年10月27日	第8期	平成21年2月25日

保険税の納付は、普通徴収(納付書や口座振替で納付)または、特別徴収(公的年金から天引き)になります。

平成20年10月から

公的年金から

国民健康保険税の

天引きが始まります

毎月第2日曜日にAEDの救急講習会を開催します

大切な命を守るために（救命率の向上をめざして）

消防署では、町民（中学生以上）の皆さん全員を対象として、いざという時に適切な応急手当が実施できるように、また救急車が到着するまで、皆さんが行える応急手当を覚えていただくため、下記のとおり定期的に講習会を開催します。



消防

開催日時	毎月第2日曜日 13時～（約1時間）	定員	なし	参加費	無料
開催場所	永平寺町松岡春日 1-4 永平寺町消防本部 2F	お申し込み方法	TEL または当日会場にて受け付けしてください。		
対象者	永平寺町に在住・在勤・在学の中学生以上の人	その他	・講習開始の10分前にはお集まりください。 ・実習を行いますので、動きやすい服装でご参加ください。 ・災害などの発生もしくは恐れのある時は、中止させていただくことがあります。 ・講師は救急救命士が行います。		
講習内容	・AED（自動体外式除細動器）の取り扱い方法 ・心肺蘇生法（気道確保・人工呼吸・心臓マッサージ） ・その他の応急手当（止血法・異物除去法・傷病者管理法など）				

お問い合わせ 永平寺町消防署 ☎61-0179 FAX 61-0168
ホームページアドレス <http://www.shobo.town.eiheiji.lg.jp>

火災・救急・救助は119

「土砂災害防止月間」 6月1日～30日

土砂災害のことを知り、災害に備えて大切な自分の命や地域の仲間の命を守りましょう

土砂災害の発生原因となる自然現象

土砂災害の発生原因となる自然現象は、大きく分けて3つの種類に分かれます。

<p>①急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）</p> <p>急傾斜地において大雨や長雨によって雨水が地面にしみこみ、緩んだ崖で突然崩れ落ちる現象です。 （土砂災害の前兆現象） ・小石が「パラッパラッ」とふつてくる ・がけから湧水が急に 出る、がけに割れ目が見える</p>	<p>②土石流</p> <p>山や谷（渓流）の土、石、木などが、大雨や長雨等による水と一緒に、すごい勢いで流れてくるものです。 （土砂災害の前兆現象） ・雨が降っているのに川の水が急激に減っていく、石が流れていく音がする ・急に川の流れが濁り、流木が混ざっている</p>	<p>③地すべり</p> <p>大雨や長雨等により雨水が地面にしみこみ、水の力によって持ち上げられた地面が広い範囲にわたりゆくりと動きだすものをいいます。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------

警戒避難時においては、安全かつ早めに避難行動を行うことが重要です。

【土砂災害に関する日常時の心得】

災害に備えて、日頃から土砂災害のことをよく知り、土砂災害発生時に速やかに避難行動を行いましょう。

- 避難時の携帯品（最小限の着替え、食料、飲料水、ラジオ、照明具など）を用意しておきましょう。
- 気象情報、雨量情報に気を配りましょう。
- 自宅周辺の崖や、渓流などの危険箇所など、普段の様子を知っておきましょう。
- 日頃から家族みんなで避難場所や避難経路を確認しましょう。

土砂災害に対する理解と関心を深めるとともに、土砂災害に関する防災意識の普及を図りましょう

お問い合わせ 建設課 ☎61-3948

後期高齢者医療制度（長寿医療制度）

「平成20年度保険料額決定通知書」

送付のお知らせ

後期高齢者医療制度は高齢者の人、若い世代の人、国・県・町みんなで支えています。



後期高齢者医療制度の平成20年度の保険料額が7月上旬に決定します。7月中旬頃に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をお送りします。

これにより、特別徴収の人は、10月の保険料額が変更になります。普通徴収の人は保険料の納付が始まります。

★後期高齢者医療制度加入前に社会保険などの被保険者本人だった人

7月から普通徴収で納めていただきますが、10月から特別徴収に切り替わります。特別徴収の要件に該当しない人は、引き続き普通徴収で納めていただきます。

★後期高齢者医療制度加入前に社会保険などの被扶養者だった人

10月から特別徴収または普通徴収で納めていただきます。

2年間は軽減措置があります。
平成20年度保険料額（年額）2,100円

特別徴収（公的年金から天引きの人）の場合

仮徴収			本徴収		
4月 (1期)	6月 (2期)	8月 (3期)	10月 (4期)	12月 (5期)	2月 (6期)

○平成19年中の所得が確定していないため、仮に算定された保険料額で徴収しています。（※今年度に限り、平成18年中の所得で算定した保険料額を徴収）

○7月上旬頃に確定した年間保険料額から仮徴収分を差引いた額を、3回に分けて徴収します。

※平成18年中と平成19年中の所得額に違いがある人は、10月以降に徴収される保険料額が変更になります。

普通徴収（特別徴収以外の人）の場合

納付書を送付しますので、役場や銀行などで納めてください。納期については下表のとおりです。

第1期	平成20年 7月1日～ 7月31日まで
第2期	平成20年 8月1日～ 8月31日まで
第3期	平成20年 9月1日～ 9月30日まで
第4期	平成20年 10月1日～ 10月31日まで
第5期	平成20年 11月1日～ 11月30日まで
第6期	平成20年 12月1日～ 12月31日まで
第7期	平成21年 1月1日～ 1月31日まで
第8期	平成21年 2月1日～ 2月28日まで

保険料の納め忘れに注意しましょう！

保険料の納付は口座振替が便利です！
納付書・預貯金通帳・通帳のお届け印を持って、金融機関でお申し込みください。

お問い合わせ 住民生活課 後期高齢者医療制度係 ☎61-3945

くらしの情報

ママのためのおしゃべりサロン 「栄養・離乳食相談会」のご案内

管理栄養士による「栄養・離乳食相談会」を行います。赤ちゃんの栄養でお悩みの人、離乳食でお困りの人、どうぞお待ちしています。申し込みはいりません。当日会場にお越しください。

日時 6月25日(水)

10時～正午まで

場所 松岡保健センター

(松岡福祉総合センター内)

対象 町内在住の1歳未満児と

費用 無料 保育者の人

「歩く・聞く・活かす」町長の「炬燵トーク」行っています!

町民の皆さんと気軽に話し合える場を設けて、共に考え共に行動することを目的に、町では『炬燵トーク』を行っています。町内会や団体・グループなど、松本町長と膝を突き合わせて、まちづくりについて熱く語り合ってみませんか?ご希望の人は、総務課または各支所町民サービス課までご連絡ください。

お問い合わせ 総務課 ☎61-3941

住基カードを利用して自動交付機で証明書が取得できます

永平寺町役場(本庁)、あわら市役所およびAOSSA(アオッサ)に設置する自動交付機で、住民基本台帳カード(住基カード)を用いることにより、各種証明書【住民票(世帯全員または個人)、印鑑登録証明書(個人)、所得課税証明書(個人)】を取得できるようになりました。ぜひご利用ください。

特典1 証明書交付手数料 200円(窓口の場合300円)

特典2 平日時間外・休日も証明書が取得できます。(7時30分～20時 永平寺町役場本庁の場合)

お問い合わせ 住民生活課 ☎61-3945

NPO法人永平寺スマイルハートカルチャー講座 絵手紙教室開催

気軽に寄り合って自分の気持ちを描き、互いの優しい絵にほのぼのしたり、楽しく話し合ったり、くすぐり、楽しく笑ったりして、小さな絵手紙が出来上がり。心の贈り物を作り、お便りを始めてみませんか?

日時 6月下旬より毎月1回開催

場所 永平寺町障害者自立支援センター(永平寺保健センター内)

講師 前澤君子氏

対象者 永平寺町内在中の障害をお

木造住宅耐震診断および改修に補助をします

当町では、地震の際の被害軽減を図るため、木造住宅の耐震診断および補強プランの補助事業を行います。専門の耐震診断士がお宅に伺い診断等を行います。この機会にぜひご利用ください。

また、木造住宅耐震診断等を受けた後に、木造住宅耐震改修の補助事業もご利用ください。

木造住宅耐震診断および補強プラン補助事業

募集期間 6月12日(木)～7月4日(金)

募集件数 22件(募集件数に達し次第終了)

対象家庭 昭和56年5月31日以前に着工された在来軸組工法、伝統的工法または枠組壁枠組壁工法による一戸建木造住宅

診断費用 30,000円

うち補助額 27,000円

個人負担 3,000円

補強プラン費用 30,000円

うち補助額 27,000円

個人負担 3,000円

※原則、耐震診断と補強プランは、セットでお申し込みください。

※なお、前回耐震診断を受けた住宅は、補強プランのみのお申し込み

となります。

申込要件

・永平寺町内に建っている木造住宅であること
・町税などの滞納がないこと

木造住宅耐震改修補助事業

募集期間 6月12日(木)～11月28日(金)

対象件数 5件

(募集件数に達し次第終了)

対象家庭 永平寺町木造住宅耐震診断等促進事業実施要綱に基づく耐震診断を行い、積雪を考慮した場合の診断評価が1.0未満の住宅

補助金額 耐震改修に要する費用に3分の2を乗じて得た額以内。(1件あたり、60万円を限度とする)

さらに詳しい説明やお申し込み方法などについては建設課までお問い合わせください。

お問い合わせ

建設課 ☎61-3948



「ふるさと納税制度」がスタートしました

永平寺町外で活躍されている皆様の「ふるさと永平寺町」を応援したい、貢献したいという温かい思いを形にするため、地方自治体に寄附をした場合、個人住民税や所得税を一定限度まで控除する、いわゆる「ふるさと納税制度」がスタートしました。

町外に住むご家族やご親戚の皆さんにぜひお声をかけてください。

詳しくは、町ホームページ「ふるさと永平寺町応援サイト」<http://www.town.eiheiji.lg.jp/> または総務課(☎61-3941)へお問い合わせください。



持ちの人およびその家族
受講費 無料

(ただし、ハガキ、筆ペン、絵手紙セット2,250円は、実費)

お申し込み方法

受講希望の人は、ハガキまたは電話(FAX)にてお申し込みください。

お申し込み締め切り日 6月20日(金)

お申し込み・お問い合わせ

永平寺町東古市8-16-12

永平寺町障害者自立支援センター内

NPO法人永平寺スマイルハート宛

☎63-2863(FAXも同じです)

九頭竜川愛護モニター募集

河川に関して気づいたこと、意見を報告していただく河川愛護モニターを募集しています。

応募方法など詳しくはホームページまたは左記お問い合わせ先まで。

活動期間 平成20年7月1日～平成21年6月30日

活動内容 河川状況報告(月1回)

モニター会議への参加(年1回)

手当 月額4,580円

応募期限 6月23日(月)まで

お問い合わせ

国土交通省 近畿地方整備局

福井河川国道事務所

河川占用調整課 占用調整係

☎35-2661(代表)

<http://www.fukui-moc.go.jp/>

福井の伝統的民家 普及促進事業について

伝統的民家は、地域の歴史、景観あるいは、生活史を表現している財産であり、個性的な地域づくりのための貴重な資源であります。

こうした中、福井の伝統的民家普及促進事業に要する経費を補助することにより、伝統的民家を保存し、地域づくりおよび景観づくりを普及促進することを目的とします。

対象となる住宅(町内の次の要件を満たす住宅が対象となります。)

自ら居住するための福井の伝統的民家(付属物を含む)の外装または構造体の改修を行うもの

対象者 対象となる住宅の所有者

対象棟数 1棟(応募多数の場合は抽選。ただし、7月10日以降は先着順)

補助額 福井の伝統的民家の外装または構造体に関する改修工事に要する経費に2分の1を乗じて得た額以内(300万円限度)

申込期限 9月30日(火)まで

お申し込み・お問い合わせ

建設課 ☎61-3948



私たちは熱いハートでお応えします。



<http://www.fukuibank.co.jp>

*松岡支店 61-1200 *福井医大支店 67-1900
*永平寺支店 61-3220 *上志比支店 64-2323

JA吉田郡ブランド米 「真心」発売中

・永平寺町産米100%の自己精米です
・ご贈答にご利用できます

詳しくは最寄の支所までお問い合わせ下さい

JA吉田郡 経済課 63-2660 吉野支所 61-0230
五領支所 61-1234 永平寺支所 63-3160
上志比支所 64-2013

免除などの承認を受けた年度の保険料を平成20年度に追納する場合の額

	全額免除	半額免除
平成10年度の月分	16,590円	—
平成11年度の月分	15,950円	—
平成12年度の月分	15,320円	—
平成13年度の月分	14,740円	—
平成14年度の月分	14,180円	7,090円
平成15年度の月分	13,970円	6,980円
平成16年度の月分	13,770円	6,880円
平成17年度の月分	13,810円	6,910円
平成18年度の月分	13,860円	6,930円
平成19年度の月分	14,100円	7,050円

お問い合わせ

住 民 生 活 課 ☎61-3945
福井社会保険事務所 ☎23-4516

年金

国民年金保険料の追納制度をご存知ですか

過去に国民年金保険料の免除（一部納付含む）制度や若年者納付猶予制度、学生納付特例制度を利用された期間については、保険料を全額納付した場合に比べ、将来受ける年金額が少なくなります。

このため、これらの期間は、10年内（例えば、平成20年4月分は平成30年4月末まで）であれば、あとから保険料を納付すること（追納）ができます。

保険料を追納する場合は、保険料の

免除制度などを利用した期間の翌年度から起算して、2年度目までは当時の保険料額で納付できますが、3年度目以降に保険料を納付する場合には、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

なお、平成20年度中に追納する場合の加算額を含めた具体的な追納額（月額）は、左の表のとおりです。

追納を希望される場合は、お近くの社会保険事務所までご連絡ください。

「やってみようさ！永平寺食体験ツアー」開催

日 時 平成20年6月29日（日）
午前8時45分～12時30分（役場本庁集合）

内 容 収穫等の体験学習…松岡上合月地区他料理教室…天谷調理製菓専門学校

募集人員 小学生4・5・6年生親子 先着20組

申込期限 6月13日（金）

お申し込み・お問い合わせ 農林課 ☎61-3947

～おめでとうございませ～

総務省主催の平成20年度行政相談委員全体会議が5月14日（水）に福井厚生年金会館にて開催され、永平寺町の行政相談員、今澤 傑（いまざわまさる）さん（山王）が、近畿管区行政評価局長表彰を受賞されました。

思いやりの心の店 定休日：月・水曜日

永平寺あげとうふ

ホットあげの直売店（旧まどか）
こんマッサージ（水曜日・予約制）
も好評営業中（1,000円）
携帯 090-2031-8109

食の安心と安全に重視し、美味しい食品作りに心がけています。

有限会社 ヤマギシ 福井県吉田郡永平寺町飯島23-5
TEL 63-2605 FAX 63-4244

福井ワシントンホテル
COPULAREN
THE RINN

★永平寺町民特典★
ご新郎ご新婦さまどちらかが永平寺町民の場合ホテルまでの往復送迎バスをプレゼント！
詳しくはプライダルサロンまでお問い合わせください。

TEL 0776-27-4122
www.copularen.com/rinn

特定公共賃貸住宅の入居者募集！

募集は、1戸（2階） ※エレベーター無し 3LDK（約76.2㎡）です。
入居希望の人は、建設課まで申し込みください。
入居者の資格は次のとおりです。

- 入居者の資格
- ①所得が一定の範囲であること。
 - ②自ら居住するための、住宅を必要とすること。
 - ③同居親族を有すること。
 - ④町税等の滞納がないこと。
 - ⑤保証人（1名）が町内在住者であること。
- 1、所得要件
入居者および同居者の所得を合わせた額が、20万円/月以上60万1千円/月以下の範囲であること。

※例 入居者3人（夫婦と子1人）
収入（所得税引き後）：夫（2,000,000円）
妻（1,300,000円）子（0円）
(2,000,000+1,300,000)÷
(380,000×2人(入居者-1人))÷12ヶ月=211,666(該当)

- 2、自ら居住要件
現に、一定水準の賃貸住宅に居住しており、住宅に困窮まではしていないが、さらに良好の賃貸住宅に移り住むことを希望する人。
- 3、その他
住宅使用料は、上記の所得要件の範囲で決定する。（おおむね、月56,000円～88,000円程度）
- 申込期間 6月20日（金）まで ※厳守
※申込み多数の場合は抽選にて入居者を決定します。

お問い合わせ 建設課 ☎61-3948

平成20年度特別巡回 ラジオ体操 みんなの体操会

元気な声で いちにしん!

特別巡回ラジオ体操 みんなの体操会

松岡河川公園にみんな集まれ!!!

下記の日時に開催します。

開催日時 7月6日（日）
午前6:00～（集合5:40）

会 場 晴天時 松岡河川公園（松岡上合月地先）
雨天時 松岡小学校体育館（松岡神明3-132）

お問い合わせ 教育委員会
生涯学習課 ☎61-2009

みち子がお届けする 名物の 海焼魚寿司

移転ご挨拶

このたび本社工場を、永平寺町に移転させていただきました。なにとぞ地域の皆様にご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

株式会社 海の恵み
〒910-1135 福井県吉田郡永平寺町松岡室23-1-1
TEL.0776-61-0500 FAX.0776-61-0517

お問い合わせ・商品のお求めはこちらまで。
☎0120-27-8938
詳しくはHPをご覧ください。
www.umi-megumi.com